

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 条例
- 福島県個人情報保護に関する法律施行条例
- 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例
- 福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県総合衛生学院条例等を廃止する条例
- 福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例

二 四 五 五 五 五 六 六 六 七 七

- 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

七 七 三 三 四 四 元 元 元

## 条 例

福島県個人情報保護に関する法律施行条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例、福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県総合衛生学院条例等を廃止する条例、福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の降給に関する条例の一部を改正する条例及び福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。  
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県条例第六十九号

### 福島県個人情報保護に関する法律施行条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第三条―第八条）  
第三章 福島県個人情報保護審査会（第九条―第十三条）  
第四章 雑則（第十四条）  
第五章 罰則（第十五条）  
附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

**第一条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （用語）

**第二条** この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

#### 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

##### （個人情報登録簿）

**第三条** 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（以下「実施機関」という。）は、その保有している個人情報ファイルの本人の数が令第二十条第二項に定める数に満たない場合は、当該個人情報ファイルについて個人情報登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、登録簿を作成又は公表することにより、個人情報ファイルの利用目的に係る事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の全部又は一部を記載せず、又はその個人情報ファイルを登録簿に掲載しないことができる。

4 登録簿の作成及び公表の方法等については、知事が別に定める。

##### （開示情報）

**第四条** 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第七条第二号ウに掲げるもののうち当該公務員等の氏名（警察職員に係る氏名を除く。）の情報（法第七十八条第一項各号（第二号を除く。）に該当す

るものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料等）

**第五条** 法第八十九条第二項の規定により開示請求時に納めることとされている手数料は、無料とする。

2 法第八十七条第一項の規定により文書又は図画の保有個人情報に係る部分の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 法第八十七条第一項の規定により電磁的記録の保有個人情報に係る部分の開示を受ける者は、当該電磁的記録について実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

##### （開示決定等の期限）

**第六条** 実施機関は、開示決定等を、開示請求があつた日から十五日以内に行なうなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

##### （開示決定等の期限の特例）

**第七条** 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由  
二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

##### （行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

**第八条** 法百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万一千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円  
二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手

数料の額と同一の額

二 法第百十五條（法第百十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

### 第三章 福島県個人情報保護審査会

（設置、組織等）

**第九条** 法第百五條第三項において準用する同條第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、福島県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の審議を行うほか、実施機関における個人情報の取扱い等について意見を述べることができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 審査会の委員（以下「委員」という。）は、優れた識見を有する者の中から知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

8 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（審査会の調査権限）

**第十条** 審査会は、必要があると認めるときは、法第百五條第三項において準用する同條第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものに限る。第三項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、そ

の他必要な調査をすることができる。

5 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（提出書類の写しの送付）

**第十一条** 審査会は、法第百六條第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一條第三項において準用する同法第七十四條若しくは同項において準用する同法第七十六條の規定により審査請求人等から主張書面又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該主張書面又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該主張書面又は資料の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

**第十二条** 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

**第十三条** この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に關し必要な事項は、規則で定める。

**第四章 雑則**

（補則）

**第十四条** この条例の施行に關し、実施機関が保有する個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が定める。

**第五章 罰則**

**第十五条** 第九條第九項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附則**

（施行期日）

**第一条** この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（旧条例の廃止）

**第二条** 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

**第三条** 次に掲げる者に係る旧条例第九條第三項及び第十條の規定によるその業務に關して知り得た旧条例第二條第一号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前條の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前條の規定の施行の際現に旧条例第二條第二号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前條の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同條の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前條の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた



業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第十一条第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条の四第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に旧条例第二十二條第一項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。この場合において、当該調査審議は審査会が行う。

4 前条の規定の施行の際現に旧条例第三十一条の規定により県に置かれた福島県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、旧審査会の委員としての残任期間について審査会の委員として任命されたものとみなす。

5 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第三十一条第七項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第四号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げるもの

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三号に規定する保有個人情報を、前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 前条の規定の施行後に、第五項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（福島県情報公開条例の一部改正）

**第四条** 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若し

くは同条第二項に規定する個人識別符号

（Jヴィレッジ全天候型練習場条例及び福島ロボットテストフィールド条例の一部改正）

**第五条** 次に掲げる条例の規定中「福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）第二条第一号」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改める。

一 Jヴィレッジ全天候型練習場条例（平成二十九年福島県条例第七十六号）第五条第三項

二 福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号）第六条第三項

（文書法務課）

**福島県条例第七十号**

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「いわき市 川俣町」を「いわき市」に改める。

別表第三中「国見町」を「国見町 川俣町」に改める。

附則

（自然保護課）

**福島県条例第七十一号**

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設の部福島県けやき荘の項中「西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一番地の七」を「西白河郡西郷村大字真船字芝原二九番地の四」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十条関係）

研修室	区分		
	一日	半日	夜間
	三、三〇〇	一、六五〇	一、六五〇

使用料の額（単位 円）

和室	大人	六六〇	三三〇	三三〇
	小人	四六〇	一三〇	一三〇

備考

- 1 「一日」とは、午前十時から午後四時までをいう。
- 2 「半日」とは、午前九時から正午まで又は午後一時から午後四時までをいう。
- 3 「夜間」とは、午後六時から午後九時までをいう。
- 4 「大人」とは、中学生及びこれに準ずる者以上の者をいう。
- 5 「小人」とは、小学生及びこれに準ずる者をいう。
- 6 冬期間（十一月一日から翌年三月三十一日までの期間）における使用料は、使用料の額にその十パーセントを加算した額（その額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、令和五年四月一日以後の使用に係る使用料の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（保健福祉総務課）

**福島県条例第七十二号**

**福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第六条第三項」の下に「本文」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第七十三号**

**福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第六条第三項」の下に「本文」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第七十四号**

**福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「届出」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものを除く。）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第七十五号**

**福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例**

福島県保健師助産師看護師法施行条例（平成十二年福島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「届出」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものを除く。）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第七十六号**

**福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十七年福島県条例第百二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「届出」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものを除く。）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第七十七号**

**福島県立総合衛生学院条例等を廃止する条例**

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 福島県立総合衛生学院条例（昭和四十六年福島県条例第十七号）
- 二 福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例（昭和四十六年福島県条例第十八号）
- 三 福島県臨床検査技師修学資金貸与条例（昭和四十三年福島県条例第二十四号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

**福島県条例第七十八号**

**福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十一年福島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第九条」の下に「本文」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（薬 務 課）

**福島県条例第七十九号**

**福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「古殿町」を「古殿町 三春町 小野町」に改める。

**附 則**

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第四条各号に掲げる事務に係る農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては三春町又は小野町（以下「三春町等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、三春町等の長がした処分その他の行為又は三春町等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農業担い手課）

**福島県条例第八十号**

**福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「古殿町」を「古殿町 三春町 小野町」に改める。

**附 則**

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては三春町又は小野町（以下「三春町等」という。）の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、三春町等の長がした通知とみなす。

（農業担い手課）

**福島県条例第八十一号**

**福島県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例**

福島県建設業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（手数料の納付方法）

第五条 法の規定に基づく申請又は請求（以下「申請等」という。）を書面等（福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十五年福島県条例第九十四号）第二条第三号の書面等をいう。）により行う場合には、当該申請等に係る手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

2 法の規定に基づく申請等を電子情報処理組織（福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合には、当該申請等に係る手数料は、知事が別に定める方法で納付しなければならない。

**附 則**

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

（技術管理課建設産業室）

**福島県条例第八十二号**

**福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十四年福島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第三条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは

第二項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第十六条第三項第二号及び第三号、同条第五項第二号及び第三号並びに同条第十一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第十四項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高齢継続被保険者」を「高齢被保険者」に改め、同条第十六項及び第十七項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める、同条第十六項第二十四条の見出し及び同条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

**附 則**

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員については、第五条、第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

（企業総務課）

**福島県条例第八十三号**

**福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例**

**例の一部を改正する条例**

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。  
 第三条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
 第十四条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。  
 第二十三条第三項第二号及び第三号、同条第五項第二号及び第三号並びに同条第十一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
 第三十一条の見出し及び同条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

**附 則**

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員については、第六条、第七条、第八条（医師及び歯科医師である職員に係る部分に限る。）、第十三条、第二十一条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（病院経営課）

**福島県条例第八十四号**

**福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例**

目次

第一章 総則（第一条―第三条）  
 第二章 個人情報等の取扱い（第四条―第十六条）  
 第三章 個人情報ファイル（第十七条）  
 第四章 開示、訂正及び利用停止  
 第一節 開示（第十八条―第三十条）  
 第二節 訂正（第三十一条―第三十七条）  
 第三節 利用停止（第三十八条―第四十三条）  
 第四節 審査請求  
 第一款 審査請求に関する手続き（第四十四条―第四十六条）  
 第二款 福島県議会個人情報保護審査会（第四十七条―第五十五条）  
 第五章 雑則（第五十六条―第六十条）  
 第六章 罰則（第六十一条―第六十五条）  
 附則  
 第一章 総則

**第一条**

この条例は、福島県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

**第二条**

この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  
 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

**第三条**

この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。  
 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの  
 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは



購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報という。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「情報公開条例」という。）第二条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部

を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報という。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報の保有の制限等

第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。



**第六条** 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。  
(適正な取得)

**第七条** 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。  
(正確性の確保)

**第八条** 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。  
(安全管理措置)

**第九条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

**第十条** 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第六十一条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。  
(漏えい等の通知)

**第十一条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第二十条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

**第十二条** 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、取用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者若しくは警察本部長、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第十二条第二項		第十二条第二項	
法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用する	自ら利用し、又は提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
納めなければならない	納めなければならない。この場合において、議長が経済的困難	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	

<p>第三十八条第一項第一号</p>	<p>又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</p>	<p>その他特別の理由があるとき認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる</p>
<p>第三十八条第一項第二号</p>	<p>第十二条第一項及び第二項</p>	<p>第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき</p>
<p>第三十八条第一項</p>	<p>第十二条第一項及び第二項</p>	<p>番号利用法第十九条</p>

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

**第十三条** 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する者において、必要があると認めるときは、保有個人情報提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

**第十四条** 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

**第十五条** 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

**第十六条** 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

**第三章 個人情報ファイル**

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

**第十七条** 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨  
 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先  
 八 次条第一項、第三十一条第一項又は第三十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地  
 九 第三十一条第一項ただし書又は第三十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第五十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第十九条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報の記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第二十条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第八条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十八条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十七条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）

若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執



行政人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 議長が第二十四条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ  
（部分開示）

第二十一条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。  
（裁量的開示）

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。  
（保有個人情報に関する情報）

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。  
（開示請求に対する措置）

第二十四条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十五条 開示決定等は、開示請求があつた日から十五日以内に行なければならぬ。ただし、第十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第二十六条** 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内においてその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第二十七条** 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十五条第二項第三号及び第四十六条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十二條の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第二十八条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法に

よる保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報に記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づき電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十四条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

**第二十九条** 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

**第三十条** 第二十八条第一項の規定により文書又は図画の写しの交付により開示を受ける者及び議長が定める開示の方法に応じて電子的記録の開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用について、議長が定める額を納めなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

**第三十一条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十九条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第五十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手続)

**第三十二条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

**第三十三条** 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第三十四条** 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

**第三十五条** 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内しなければならない。ただし、第三十二条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

**第三十六条** 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等を要する期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

**第三十七条** 議長は、第三十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をし

た場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

（利用停止請求権）

**第三十八条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第五十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内しなければならない。

（利用停止請求の手続）

**第三十九条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

**第四十条** 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお



それがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

**第四十一条** 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

**第四十二条** 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内になければならない。ただし、第三十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第四十三条** 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第四節 審査請求

##### 第一款 審査請求に関する手続き

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第四十四条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

**第四十五条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第四十七条に規定する福島県議会個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されて

いる場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をす

ることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この項及び次条第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、第四十七条に規定する福島県議会個人情報保護審査会に諮問することができる。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

**第四十六条** 第二十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

##### 第二款 福島県議会個人情報保護審査会

(設置、組織等)

**第四十七条** 第四十五条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、福島県議会個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の審議を行うほか、第四十五条第三項の規定による諮問に応じ、議長に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員八人以上で組織する。

4 審査会の委員(以下「委員」という。)は、議会の議員のうちから、議長が指名する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

8 審査会は、第四十五条第一項及び第三項の規定による諮問に応じ調査審議を行うときは、個人情報保護制度について学識経験を有する者のうちから、議長があらかじめ選任した三人以内の者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならな

9 委員及び学識経験者は、調査を行う上で知ることができた秘密を漏らしてはならない。委員にあつてはその職を退いた後、学識経験者にあつては任を解かれた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第四十八条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第四十九条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第五十条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、第四十八条第三項若しくは第四項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が必要がないと認めるときは、この限りではない。

(提出資料の閲覧)

第五十一条 審査請求人等は、審査会に対し、第四十八条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定により審査会に提出された意見書又は資料(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の閲覧を求めることができる。こ

の場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(反論書等の提出)

第五十二条 議長は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

一 行政不服審査法(以下この条において「行審法」という。)第九条第三項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出された反論書

二 行審法第九条第三項において読み替えて適用する行審法第三十条第二項の規定により提出された意見書

三 行審法第九条第三項において読み替えて適用する行審法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

四 行審法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

2 議長は、行審法第九条第三項において読み替えて適用する行審法第三十一条又は行審法第三十四条から第三十七条までに規定する手続をしたときは、当該手続の内容を記載した書類を審査会に提出するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第五十三条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第五十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第五十五条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、議長が定める。

第五章 雑則

(適用除外)

第五十六条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第五十七条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をする

ことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

**第五十八条** 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

**第五十九条** 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

**第六十条** この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

**第六章 罰則**

**第六十一条** 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第六十二条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第六十三条** 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第六十四条** 前三条の規定は、福島県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第六十五条** 偽りその他不正の手段により、第二十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処する。

**附則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(議会議務局総務課)

**福島県条例第八十五号**

**福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例**

福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この条例による改正後の福島県教育関係職員定数条例(以下「新条例」という。)第一条の規定を適用する。この場合において、同条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項」とする。

3 この条例の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の五第一項により職員として採用された場合における新条例第一条の規定の適用については、なお従前の例による。

(教育総務課)

**福島県条例第八十六号**

**福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

**第一条** 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

**別表第一(第4条関係)**

教育職給料表  
ア 高等学校教育職給料表

職員の区分	職級の号給	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
再任用職員以外の職員	1	167,500	211,600	272,300	339,000
	2	169,000	213,300	274,700	341,300
	3	170,500	215,100	277,000	343,500
	4	172,000	216,800	279,300	345,900
	5	173,700	218,700	281,800	347,900
	6	175,600	220,400	284,200	350,100
	7	177,500	222,100	286,300	351,900
	8	179,300	223,800	288,500	353,500
	9	181,100	225,400	290,700	355,500
	10	183,200	227,300	293,000	357,700
	11	185,400	229,100	295,300	359,800
	12	187,300	230,900	297,600	362,100

442,000  
443,900  
445,800  
447,700



13	189,300	232,500	299,900	364,200	449,400				
14	191,400	234,500	301,800	366,200	451,300				
15	193,600	236,400	303,800	368,300	453,200				
16	195,700	238,400	305,600	370,300	455,100				
17	198,100	240,100	307,400	372,100	456,700				
18	200,400	242,800	309,800	374,100	458,600				
19	203,000	245,500	312,000	376,000	460,400				
20	205,300	248,300	314,500	378,100	462,300				
21	207,800	250,900	316,800	379,900	464,000				
22	209,400	253,700	319,400	381,800	465,800				
23	211,100	256,700	321,800	383,700	467,600				
24	212,800	259,600	324,500	385,600	469,400				
25	214,500	262,000	326,700	387,500	471,000				
26	216,100	264,600	329,100	389,400	472,700				
27	217,800	267,100	331,500	391,300	474,300				
28	219,500	269,400	333,800	393,200	476,000				
29	221,100	271,800	336,000	394,900	477,500				
30	222,800	274,200	338,000	396,900	478,900				
31	224,500	276,400	339,600	398,900	480,200				
32	226,200	278,600	341,300	400,900	481,600				
33	227,600	280,700	343,300	402,800	482,700				
34	229,400	282,900	345,600	404,400	483,400				
35	231,100	285,100	347,800	406,100	484,100				
36	232,800	287,200	349,900	407,800	484,900				
37	234,400	289,400	352,200	409,100	485,500				
38	236,200	291,200	354,300	410,600	486,200				
39	237,900	293,400	356,600	412,100	486,900				
40	239,700	295,200	358,700	413,700	487,600				
41	241,400	296,700	360,700	415,300	488,300				
42	243,100	298,900	362,900	416,700	489,000				
43	244,800	300,900	364,800	418,100	489,700				
44	246,400	303,100	367,000	419,700	490,400				
45	247,800	305,100	368,900	421,300	491,000				
46	249,200	307,500	371,000	422,600	491,800				
47	250,600	310,100	373,100	424,200	492,500				
48	251,800	312,800	375,100	425,900	493,200				
49	253,100	315,000	376,900	427,500	493,800				
50	254,400	317,400	378,700	428,900	494,500				
51	255,700	319,700	380,700	430,500	495,300				
52	257,100	322,100	382,700	432,200	496,000				
53	258,200	324,400	384,600	433,900	496,600				
54	259,600	326,400	386,400	435,300	497,300				
55	260,800	328,000	388,300	436,900	498,000				
56	261,800	329,700	390,000	438,600	498,800				
57	263,100	331,800	391,600	439,900	499,400				
58	264,000	333,900	393,200	441,400	500,100				
59	265,000	336,000	395,000	442,900	500,800				
60	266,200	338,200	396,700	444,200	501,500				
61	267,100	340,300	397,900	445,400	502,200				
62	268,100	342,500	399,400	446,700					
63	269,200	344,700	400,800	448,100					
64	270,200	346,900	402,200	449,300					
65	271,400	348,900	403,600	450,500					
66	272,900	351,100	404,800	451,700					
67	274,300	353,200	406,300	452,900					
68	275,900	355,300	407,700	454,200					
69	277,300	357,100	409,000	455,300					
70	278,800	359,200	410,400	456,500					
71	280,100	361,300	411,800	457,800					
72	281,500	363,300	413,200	459,000					
73	282,400	365,400	414,500	460,100					
74	283,800	367,400	415,900	460,800					
75	285,100	369,400	417,400	461,300					
76	286,400	371,400	418,700	461,800					
77	287,300	373,100	419,900	462,300					
78	288,300	374,800	421,200	462,900					
79	289,200	376,500	422,500	463,400					
80	290,300	378,200	423,900	463,900					
81	291,500	379,800	425,300	464,500					
82	292,700	381,300	426,500	465,100					
83	294,000	382,800	427,500	465,600					
84	295,200	384,400	428,800	466,100					
85	296,200	385,400	430,000	466,600					
86	297,400	386,900	431,200	467,200					
87	298,500	388,300	432,500	467,800					
88	299,700	389,700	433,500	468,300					
89	300,700	391,000	434,600	468,800					

90	301,900	392,300	435,700	469,400
91	303,100	393,600	436,700	470,100
92	304,300	394,900	437,700	471,100
93	305,200	396,200	438,600	471,700
94	306,300	397,400	439,500	472,700
95	307,500	398,700	440,300	473,700
96	308,700	400,100	441,100	474,700
97	309,600	401,300	441,900	475,400
98	310,700	402,400	442,300	
99	311,800	403,500	442,800	
100	312,900	404,600	443,200	
101	313,900	405,400	443,600	
102	315,000	406,400	443,900	
103	316,100	407,500	444,200	
104	317,100	408,600	444,500	
105	317,700	409,300	444,800	
106	318,600	410,300	445,100	
107	319,500	411,200	445,400	
108	320,500	412,200	445,600	
109	321,300	413,000	445,800	
110	321,700	413,900	446,200	
111	322,200	414,700	446,500	
112	322,700	415,500	446,700	
113	323,300	416,000	446,900	
114	323,700	416,800	447,200	
115	324,200	417,500	447,500	
116	324,700	418,200	447,700	
117	325,100	418,700	447,900	
118	325,600	419,200		
119	326,100	419,700		
120	326,600	420,100		
121	326,900	420,500		
122	327,300	420,800		
123	327,800	421,100		
124	328,400	421,300		
125	328,700	421,500		
126	329,100	421,800		
127	329,400	422,100		
128	329,800	422,300		

再任用職員	129	329,900	422,500			
	130	330,300	422,800			
	131	330,700	423,200			
	132	331,100	423,400			
	133	331,200	423,700			
	134	331,400	423,900			
	135	331,700	424,200			
	136	332,000	424,400			
	137	332,200	424,600			
	138	332,400	424,900			
	139	332,700	425,200			
	140	333,000	425,400			
	141	333,100	425,600			
	142	333,400	425,900			
	143	333,700	426,200			
	144	334,000	426,500			
	145	334,200	426,700			
	146	334,400	427,000			
	147	334,700	427,300			
	148	335,000	427,500			
	149	335,300	427,700			
	150	335,500	428,000			
	151	335,800	428,300			
	152	336,100	428,600			
	153	336,300	429,000			
再任用職員		239,700	281,100	310,400	339,500	426,200

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

イ 小学校・中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円





78	285,700	350,200	409,000	426,900	117	310,700	397,100	426,700
79	286,800	351,900	410,100	427,400	118	311,000	397,900	
80	287,700	353,700	411,100	427,800	119	311,300	398,700	
81	288,800	355,200	411,900	428,100	120	311,500	399,500	
82	289,900	357,000	412,700	428,500	121	311,600	400,400	
83	290,900	358,800	413,400	428,900	122	311,900	401,200	
84	291,900	360,600	414,300	429,200	123	312,100	402,000	
85	292,900	362,300	415,000	429,500	124	312,400	402,800	
86	293,900	364,000	415,800	429,900	125	312,700	403,400	
87	294,900	365,600	416,500	430,300	126		404,000	
88	295,900	367,300	417,200	430,600	127		404,600	
89	296,800	368,600	417,900	431,100	128		405,300	
90	297,700	369,900	418,600	431,500	129		406,000	
91	298,600	371,200	419,100	431,800	130		406,600	
92	299,500	372,600	419,800	431,900	131		407,100	
93	300,000	373,700	420,200	432,100	132		407,600	
94	300,800	375,000	420,600	432,600	133		407,900	
95	301,600	376,200	420,900	433,100	134		408,200	
96	302,400	377,600	421,300	433,600	135		408,500	
97	302,900	378,600	421,600	433,900	136		408,900	
98	303,600	379,700	421,900	434,400	137		409,200	
99	304,200	380,600	422,200	434,900	138		409,500	
100	304,900	381,700	422,400	435,400	139		409,800	
101	305,700	382,700	422,600	435,600	140		410,100	
102	306,200	383,700	422,900	436,100	141		410,400	
103	306,700	384,600	423,200	436,600	142		410,700	
104	307,200	385,600	423,400	437,000	143		411,000	
105	307,300	386,300	423,600	437,300	144		411,300	
106	307,700	387,200	423,900	437,800	145		411,500	
107	308,100	388,100	424,200	438,300	146		411,800	
108	308,500	389,100	424,400	438,800	147		412,100	
109	308,700	390,000	424,600	439,000	148		412,300	
110	309,000	391,000	425,000	439,400	149		412,600	
111	309,300	392,000	425,300	439,900	150		412,900	
112	309,600	393,000	425,500	440,400	151		413,200	
113	309,700	393,600	425,700	440,700	152		413,400	
114	309,900	394,500	426,000		153		413,600	
115	310,100	395,400	426,300		154		413,900	
116	310,400	396,300	426,500					

再任用職員	155	414,200			
	156	414,400			
	157	414,600			
	158	414,900			
	159	415,000			
	160	415,200			
	161	415,600			
	162	416,200			
	163	416,800			
	164	417,400			
	165	417,800			
	230,400	277,800	305,300	331,900	414,700

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

**第二条** 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第九項を次のように改める。

9 前各項の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間と除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の三を削る。

第八条の九第二項及び第八条の十（見出しを含む。）中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則に次の七項を加える。

10 当分の間、学校職員の給料月額を、当該学校職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十二項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条の二第三項の規定により当該学校職

員の属する職務の級並びに第五条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

11 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤の学校職員
- 二 福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三十号。以下「定年条例」という。）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第六条に規定する職を占める学校職員
- 三 定年条例第五条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員（定年条例第三条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた学校職員を除く。）

12 法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等がされた日（以下この項及び附則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第十項の規定により当該学校職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第四条の二第三項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第四条の二第三項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第十項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第十二項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十二項及び第十三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第十二項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第十項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給さ

れる学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第十項から前項までに定めるもののほか、附則第十項の規定による給料月額、附則第十二項の規定による給料その他附則第十項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一アの表再任用学校職員以外の職員の項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	239,700	281,100	310,400	339,500	426,200

別表第一イの表再任用学校職員以外の職員の項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	230,400	277,800	305,300	331,900	414,700

**附 則**

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例第一条の規定による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。

第二条 この条例による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(第二条に係る経過措置)

第三条 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）のうち、暫定再任用短時間勤務学校職員（法第二十二條の四

第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員をいう。以下同じ。）以外の者の給料月額は、当該暫定再任用学校職員がこの条例第二条による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「第二条新条例」という。）第五条第九項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）であるものとした場合に適用される福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第四条第二項から第五項までに規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第四条第二項から第五項までに規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の級に応じた額に、同条例第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、第二条新条例第八条の九第二項の規定を適用する。

4 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第八条の二から第八条の五まで及び第八条の八の二の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。

(人事委員会規則への委任)

第四条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員 課)

**福島県条例第八十七号**

**福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第十七条の四、第十八條の三及び第十八條の四」を「及び第十七條の四」に改め、「第八條の六」を削る。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 給与条例附則第十七項、第二十一項若しくは第二十二項又は市町村立学校職員給与等条例附則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料を支給される教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第十七項、第二十一項若しくは第二十二項又は市町村立学



校職員給与等条例附則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員課)

福島県条例第八十八号

福島県市町村立学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和三十一年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減じようとする額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(義務教育課)

福島県条例第八十九号

福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 定年制度（第三条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条・第十三条）

第五章 雑則（第十四条）

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第二項及び第二項並びに第二十八条の三」を「以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項及び第二項並びに第二十八條の七」に改める。

第二章 定年制度

第四条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続きいて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

第五条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「の事由」を「各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「第一項の規定により引き続き勤務することとされた市町村立学校職員及び第二項の規定により期限が延長された市町村立学校職員について」を加え、「の事由が生じなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢制

（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八條の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- 一 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第八条の七第一項に規定する管理職手当を支給される学校職員の職
- 二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例別表第一に定める教育職給料表の適用を受ける教育職員でその職務の級が特二級である職
- 三 前二号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職務上限年齢）

第七条 法第二十八條の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

**第八条** 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第二項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)(及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする)こと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする)こと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める市町村立学校職員(以下この号において「上位職市町村立学校職員」という。)(の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上でその状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職市町村立学校職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする)こと。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第九条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める市町村立学校職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)(の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。))で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員が他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員が他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)(が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。))で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をするべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)(に属する管理監督職を占める市町村立学校職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる市町村立学校職員(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。)(の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員に、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができ。)

4 任命権者は、第二項若しくは第三項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)(が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる)ときを除く。)(、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)(が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

**第十条** 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ市町村立学校職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

**第十一条** 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該異動期間が延長された管理監督職を占める市町村立学校職員について他

の職への降任等をするものとする。

**第四章 定年前再任用短時間勤務制**

**第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。**

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。
- 第五章 雑則**
- 第十四条 雑則**

**第十四条** この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。附則に次の二項を加える。

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

4 (情報の提供及び勤務の意思の確認)  
任命権者は、当分の間、市町村立学校職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）

が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に市町村立学校職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された市町村立学校職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった市町村立学校職員（以下この項において「末日経過市町村立学校職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過市町村立学校職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

**附則**

**第一条 (施行期日)**  
この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

**第二条 (勤務延長に関する経過措置)**

任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する市町村立学校職員（以下この項において「旧条例勤務延長市町村立学校職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第五条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長市町村立学校職員に係る旧条例第三条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えないこととできない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第四条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日における旧条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第四条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第四条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第五条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している市町村立学校職



員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第四条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第五条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

**第三条** 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第四条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第三条の規定により退職した者

二 旧条例第五項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五項若しくは第二項又は附則第六

条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第三条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第五項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五項第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された市町村立学校職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

**第四条** 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下次項及び附則第六条において同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

**第五条** 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十二條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短

時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときに旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。

次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の第四項の規定にかかわらず、附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十條において同じ。）に達している者（新条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。

第六條 任命権者は、前條第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の第五項において準用する新地方公務員法第二十二條の第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三條第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前條第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。

第七條 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
  - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第四條に規定する定年に準

じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職及び年齢）

第八條 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- （令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第九條 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三條から第六條までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
  - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している市町村立学校職員とする。

第十條 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第四條に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十二條に規定する年齢六十年以上退職者となつた者（基準日前から新条例第五條第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定



年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された市町村立学校職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

**第十一条** 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十一年とする。

（福島県市町村立学校職員の再任用に関する条例の廃止）

**第十二条** 福島県市町村立学校職員の再任用に関する条例（平成十三年福島県条例第四十号）は、廃止する。

（義務教育課）

**福島県条例第九十号**

**外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八号の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める者を除く。）」を削り、同項第二号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める市町村立学校職員

**附則**

（施行期日）

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置  
若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第五條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する第三条第三項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「定めて任用される市町村立学校職員」とあるのは「定めて任用される市町村立学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）

附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第五條第一項若しくは第三項の規定により採用された市町村立学校職員を除く。）とする。

（義務教育課）

**福島県条例第九十一号**

**福島県市町村立学校職員の降給に関する条例の一部を改正する条例**

福島県市町村立学校職員の降給に関する条例（平成二十八年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「とする」を「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の低位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の低位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「と」を「場合」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十項の規定による降給とする」。
- 第五条の規定は、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

**附則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（義務教育課）

**福島県条例第九十二号**

**福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

福島県市町村立学校職員の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年福島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

**附則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（義務教育課）

